

議事録

R7.3.23 記 浏

令和6年度神奈川県剣道連盟臨時理事会（理事・支部長合同）

日時：令和7年3月19日（木） 18時30分 ～ 19時40分

場所：かながわ県民センター 2階 ホール

出席 理事 64名 支部長 35名 監事 1名（以下敬称略）
規約27条より定足数を満たし成立した

資料 レジюме
資料1 法人化にかかわる手続きについて
資料2-1 一般社団法人神奈川県剣道連盟会員の年間会費の額を定める規則(案)
資料2-2 一般社団法人神奈川県剣道連盟団体会員加盟・退会規則(案)
資料2-3 一般社団法人神奈川県剣道連盟団体会員登録申込書(案)
資料2-4 一般社団法人神奈川県剣道連盟一般会員加盟・退会規則(案)
資料2-5 一般社団法人神奈川県剣道連盟個人会員加盟・退会規則(案)
資料2-6 一般社団法人神奈川県剣道連盟個人会員登録申込書(案)
資料2-7 一般社団法人神奈川県剣道連盟会員年会費に関する規則(案)
資料2-8 附則一般社団法人神奈川県剣道連盟名誉会員推薦基準(案)
資料2-9 報酬に関する規程
資料2-10 段位審査規則
資料2-11 級位審査規則
資料2-12 総務委員会広報部会規則(案)
資料3 竹刀点検と手入れの徹底について

議長 幸野 實（議事進行：小山 則夫）
議事録署名人 港南区支部 岡 秀行 中郡支部 首藤 定伸

資料確認 18：25

1. 一開会— 18：30

神奈川県剣道連盟功労賞受賞者表彰（4名）

松原治先生・有馬裕史先生・高野力先生・織口剛次先生

3/2 剣道祭時、所要により欠席であった織口剛次先生を表彰。

議事録承認報告

前回理事会議事録署名人、栄区福間先生・茅ヶ崎市支部内山先生より承認された。

2. 会長挨拶（幸野）

「皆さん、こんばんは。ご挨拶申し上げます。皆様には、年度末の非常にお忙しい中を支部長さんと合同による臨時の理事会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。会議に先立ちまして、本日の集まりの経緯につきまして野見山先生からご報告をいただきたいと思っております。」

（野見山）

臨時の理事会で、しかも支部長にも出ていただき申し訳ございません。行政書士から最初の議題に関わる、法人化に関わる手続きについて、これは必ず理事会で決済をもらうよう連絡があり、現在の任意団体が一般社団法人に変わることの中身は同じだとしても、体制が変わり、別組織であるため、その前の組織が持っている財産の処分・借金、集めるお金等を清算するために清算人というものを置かないといけないことから急遽集まっていたいただきました。

支部長には、理事会の決裁で済むものだが、内容が非常に重要なため、一緒に聞いていただきたくお集まりいただきました。

3. 議題

【協議事項】

（1）法人化にかかわる手続きについて（野見山） 資料1 参照

法人化に関わる手続きの最終段階であり、法人設立の確定日は4月1日ということになり、その前日の3月31日をもって現在の任意団体神奈川県剣道連盟の解散が決議されないと次に移ることができない。

体制として、実際の業務としては、現務の終了はほとんど終わると思うが、債権の取り立て及び債務の弁済・残余財産の確定・引き渡しの3つの仕事が残る。これを整理するために、清算人代表と清算人委員会を置いて業務を終了させることが必要となる。

また、会員の移行が非常に重要であり、会員の連盟・法人への入会手続きを現体制で了解を得ないと次に移ることができない。

2番の法人移行にむけ、本日決議が必要な規則が10個ある。これをまとめて採決をしていただきたく思う。

- ① 神奈川県剣道連盟の機能を一般社団法人神奈川県剣道連盟へ引き継ぐことを前提として、令和7年3月31日をもって本連盟を解散する
- ② 解散に伴い発生する、残余財産処理を含む解散後手続きのために清算人会を設置する
- ③ 代表清算人を神奈川県剣道連盟副会長野見山証（法人代表理事予定者）とする

- ④ その他の清算人指定は代表清算人に委任する
→専務理事・事務局長を予定。
- ⑤ 確定した残余財産は全て一般社団法人神奈川県道連盟に寄付する。
→未払い会費を含む
- ⑥ 一般、個人会員以降については令和7年度法人会員登録をもって法人移行とみなす
- ⑦ 令和7年度会員登録終了前は、令和6年度神奈川県剣道連盟登録者を、みなし会員として取り扱う。会員に準ずる物も同様とする。
→会員に準ずるものは、2級以下や無級の会員を指す。
- ⑧ 団体会員は3月31日の任意団体解散と同時に自動的に一般社団法人へ移行することとする
- ⑨ 個人会員については令和7年度登録時に個人会員申込用紙を提出、幹部会議において検討し、加盟につき決定する。
- ⑩ 以上9項目が終了し、神奈川県剣道連盟理事会メンバーによる承認が得られた時点で清算人会は解散し、任意団体神奈川県剣道連盟の全ての機能を停止させる

議決権総数 53名中 賛成 41 欠席 2 委任状 10 **承認**

(2) 法人化規則について (野見山)

(1)-2 一般社団法人神奈川県剣道連盟会員の年間会費の額を定める規則(案)資料 2-1 参照

・ 現行と変更なし

・ 第4条 各支部は別途に支部としての会費を徴収することができる 追加

→平成20年から行われていたが、連盟の規約の中に明記されていなかった。

額は、各支部それぞれで検討。

(1)-3 一般社団法人神奈川県剣道連盟団体会員加盟・退会規則(案) 資料 2-2 参照

・ 加盟する団体としては、その地域を代表するまたは職場等で代表する団体であって、その団体が競合しないということ、申込書をきちんと提出していただくということで基本的に認める

(1)-3-2 一般社団法人神奈川県剣道連盟団体会員登録申込書(案) 資料 2-3 参照

・ 資料記載通り

(1)-4 一般社団法人神奈川県剣道連盟一般会員加盟・退会規則(案) 資料 2-4 参照

・ 一般会員に関しては県で審査をおこなわない。支部の団体として受け入れられ、支部の保証付きということで、支部から会員登録をすることによって、認められることになる。

(1)-5 一般社団法人神奈川県剣道連盟個人会員加盟・退会規則(案) 資料 2-5 参照

・個人会員は、学校や職場から卒業・退職した人たちが、どこの支部にも属することはできない、もしくはしないが剣道は続けたいという現状を見て、制度設計された。

その当時、退職すると加入することができなかった団体も、現在は解消され、当初の個人会員を設立した意義が今はない。ただ、令和 6 年度で登録者数が 4 名いるため、きちんとした形で改めて一般社団法人へ個人として参加したいということをしり入れていたたくことになり、個人会員は、団体を通さないため、個人で毎年加盟申請が必要となり、毎年認定をすることとなる。

第 4 章「すでに当法人と同様の全日本剣道連盟参加団体へ登録～」は例えば東京都や埼玉県に所属していると、当法人会員として登録することはできないということである。

(1)-5-2 一般社団法人神奈川県剣道連盟個人会員登録申込書(案) 資料 2-6 参照

・推薦者という項目を設けている。所属ができないのだから推薦を受けるのは難しいのではないかという意見もあるが、それはそちらの意見であって、神奈川県剣道連盟としては、一般社団法人として、個人会員希望者が剣道・杖道・居合道を神奈川県内で活動をしているということが前提条件となる。

したがって、活動しているからには、どこかに活動する場があり、その場で一緒に活動している方から推薦をいただきたい。どこからも推薦をもらえないようでは連盟として受け取ることはできない。そのうえで、幹部会議で認定するかどうかを検討する。

すでに認定を受けている人を今度断ることができるかどうかというのは、難しい問題があり、法律上の相談も受けないといけないが、基本的には、神奈川県内で各支部に所属することができない合理的な理由があり、神奈川県内で現実に活動している人ということになる。

(滝澤)

申込書に称号の取得年月日の記載がないため、入れたほうが良いと思う。

(野見山)

称号と段位を分けて、両方に取得年月日を記載できるようにする。

(1)-6 一般社団法人神奈川県剣道連盟会員年会費に関する規則(案) 資料 2-7 参照

・一般会員会費は現行と同じ。

・個人会員会費については、別途手数料として勘案し、一般会員より高額となっている。少し意見が分かれているところがあり、本来はどこかの支部に所属して活動するべきであるため、一般会員と同様に支部に還元の必要があるのではないかという考えがあり、幹部会議にて改めて調整をおこない、変更があればお知らせをする。

(2)-2 附則一般社団法人神奈川県剣道連盟名誉会員推薦基準(案) 資料 2-8 参照

・今までは常任相談役としていたが、最初に戻り相談役とし、名誉顧問・顧問・参与の4つのスタイルで定款に定めた。

・名誉顧問

(1)全国的もしくは神奈川県を超える範囲の役職経験があり、広く剣道界に貢献があったと認められる

→全剣連の役員経験等を指す。

(2)神奈川県においても剣道界に特に顕著な貢献があったと考えられる

→神奈川県内の役員経験さらに全剣連に貢献、もしくは世界的に世界大会等でも貢献をした者。

(3)一般社会において特に顕著な活動、貢献があり、剣道に関与している

→例えば県の財政界に関与している等名誉的な存在。

・顧問

実理的に具体的な技術的なもので貢献できる、関与できるということになる。

2番は、専門職として、例えばコンピュータープログラマー等、技術を持って剣道連盟に貢献し、なおかつ事務局で給料をいただくことなく貢献をしている方を想定している。

(12) 報酬に関する規程 資料 2-9 参照

・別表3 県内外強化訓練 追加

→対象となるのは、高校生・大学生・一般

・別表4 「・但し、支部段審査（初段～三段）時の係員については旅費・交通費を含む報酬とする」を追加。

→支部内のため交通費は実際にはあまりかからないと考え、交通費を含んだ額とし審査会の支部係員の報酬を設定することとした。

交通費を支部の係員1人1人の確認するのは困難のため、支部の審査会に限っては旅費、交通費を含む報酬とし丙欄適用とする。

(15) 段位審査規則 資料 2-10 参照

・題名に一般社団法人を追加。

・初段受審年齢の基準日を受審日当日とした。

(16) 級位審査規則 資料 2-11 参照

・別表に変更があり、本来、級審査は、県から支部に委託し実施しているが、その中で1級については登録料を、2級から8級については証書作成料を県に納める費用のみを県の規則として記載した。

・審査料・登録料として支部で徴収する額は、全て支部に任せる形をとっている。

⑮ 総務委員会広報部会規則(案) 資料 2-12 参照

・基本的にホームページの管理(事務局管理)・大会の記録・広報誌の作成発行が大きな役割で総務委員会の広報部のため、部会長1名と委員ということで行っていく予定である。

議決権総数 35名中 賛成 33 欠席 2 承認

(3) 配慮を要する受審者について(野見山)

中学1年生時に初段取得。今回は二段受審にあたり、先天性の疾患を持ち、頭部に強い打撃が加わると、場合によっては呼吸停止から心停止に至るといふ病気であることがわかった受審希望者がいる。その疾患は、小さい時にはほぼ症状がなく成長するに従って、ある部分に変化をきたすと症状が出てくるということ、初段までは普通に稽古していた。その後症状が出て、最初は病名がわからなかったが専門医にたどり着き診断がついた。

手術をして良くなる可能性はあるが、その確率というのはまだ確定されていない手術のため、今のところ手術まで踏みきっていない。

現在、稽古は元気にしているが、地稽古や基本稽古の受けは(小手躰以外)はできない。制限のある状態で稽古しているが、自分から打っていく、切り返しや打ち込みは通常通りにおこなえる。主治医の先生から診断書をいただき、説明いただいたが、普通に運動する分には問題なく、頭部に非常に強い打撃がある場所に加わった時に大変厳しいことが起こりうるということであった。

支部を通して相談があり、こちらとしては、初段から三段までの段審査に関しては特段の注意を要するということを受審できるのではないかと判断した。切り返し・打ち込みかかり稽古見て判断できるのではと考えている。

4. その他

① 法人設立記念式典について(伊藤)

日時: 4月22日(火) 18時~

場所: 県民共済プラザビル

来賓: 全剣連より相談役・会長・専務理事

神奈川県より副知事・教育長

県スポーツ協会より会長・専務理事

神奈川県剣道連盟関係者(約180人)に案内を送付

会場の人数の確定、その他予算の確定ができるように早めの回答をいただきたい。

参加費については、県連として負担する部分と参加者の負担する部分を明確にするた

めに、飲食を伴うことから一般的に 5000 円相当は負担していただくのがいいのではないかと、それ以外の部分については行事等に関わるもののため、県連の負担とするという考えのもと、幹部会で了承いただいた。

② 竹刀点検と手入れの徹底について(野見山) 資料 3 参照

子供用の未使用竹刀に亀裂がはいっていた事例があった。子供用竹刀はあらかじめ組まれているものも多く、ほどいて中を見るのが少ないため、要注意である。

SSP シールも貼ってあったとのこと。全剣連にもこの写真と一緒に連絡をし、情報共有している。

(滝澤)

最近このような事例が多いと感じる。子供の竹刀のチェックだけではなく、大人の竹刀も一緒にチェックする必要があると思う。武道具店に、このような事例があったことを連盟としても何か注意喚起やお願いをしたほうがよいと思う。

剣道界を挙げて対応していかないと、父兄や子供が竹刀の中まで確認するのは難しくそのまま使ってしまう危険性がある。

武道具店の次はメーカーにということになると思うため、ぜひとも注意喚起をお願いしたい。

質疑

①4月に入ると決算会計報告会等で役員・道場主を集まる機会があり、おそらくその時に去年の11月に新聞に掲載された不正受給の件について質問が出ると思われる。新聞に金額が載っていて、2700万のうちいくら回収できたのか、処分についてはどうなったのか、理事が支部で説明しなくてはいけないと思うが、新しい情報を教えていただきたいと思う。

(野見山)

申し訳ないが今のところ進展はない。

2名に関しては、返還の意思をはっきりと示しているため600万程度の返金は見込める。もう2名に関しては、裁判で争うこととなると思う。

②法人化に伴い、今までの銀行口座が使えなくなるという説明が先般あったが、県に対する参加料の申し込み等が現金書留に戻ってしまい支部事務局で、手間かかっている。新規口座開設する時期が不明という説明はいただいているが、いつぐらいに振込が可能になるか、現段階でわかる範囲内でご教授いただきたい。

(石田)

法人の登記簿謄本の原本が無いと手続きができない。

いつ来るかが不明で、4月1日に来たとしてそこから始動になる。

今考えているのは、郵便局を先に進め、そこから横浜銀行と進めていくが、4つの口座3つ片付いたら、残り1つを解約し、新しい口座に移すと考えている。

期間については、法人の審査は厳しそうなので、1週間で終わるかもしれないし、1ヶ月程度かかるかもしれないとよめない。

残っている口座は1つあるが、そこに集中してしまうと困るため、現金書留でお願いしている。はっきり決まったらお知らせをする。手間がかかるが今は現金書留でお願いしたい。

(野見山)

行政書士に連絡を取って、いつ頃謄本がもらえるか問い合わせをしている。

予定としては月内にはいただける予定となっている。

→4月1日法人設立確定時に請求し、その後1週間以内程度で取得可能と返事あった。

津久井 鈴木支部長より退任の挨拶

「令和6年度で退任いたします。色々と8年間支部長・県理事ということで務めさせてもらいました。後任としては現在副会長であります、井上副会長が新年度就任いたします。8年間もあつという間で、いろんな面でなんとか支部長を、勤めさせてもらいました。本当にありがとうございました。」

閉会の挨拶（幸野）

「ちょうど1年前の3月29日、全日本剣道連盟から中谷専務理事にもこの理事会にご出席いただいて、神奈川の問題を皆様に報告させていただきました。大変大きな問題で、神奈川県剣道連盟に求められているのは、過去の問題をしっかりと検証し、責任を明確にして、厳しく対応すること、さらには確実に再発の防止を進めることと申し上げました。これまでの経緯はさておきまして、4月から野見山新会長のもとに法人化がスタートすることとなり、色々な組織の決まり事をご検討いただきました。しかし、まだ道半ばでございます。この1年に皆さんにお集まりいただいて、色々なルールを作っていただきました。ルールは作りましたが、それに魂を入れて確実に推し進めることが重要でございます。事案に対して厳しく対応する、これは、いまだ進捗は不十分です。しかし、会長が変わってもこの方針に変わりはありません。再発を防止するには、これまでの議論や選挙を無駄にせず、次の方に確実に引継いでいくそれしかないと思っております。神奈川県剣道連盟は4月1日より一般社団法人として新しくスタートするわけですが、昭和27年の初代会長でありました佐藤三千三郎会長以来、歴代会長並びに幹部の方々の長年にわたり築いてこられた業績とご苦労に対しまして、任意団体の最後の会長として心から感謝し、お礼を申し上げたいと思っております。

終わりにあたりまして、前会長の後を受けて、なんとかここまで参りました。
多くの皆様からのご助言・叱咤激励・ご指導・お力添えをいただいた全ての方に感謝
を申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。」

—閉会—

次回 4月10日(木) 18:00～ 於 かながわ県民センター

「令和7年度第1回理事会」

議事録署名人 旭区支部 小田原支部

以上

議事録署名人 港南区支部 岡 秀行 承認

議事録署名人 中郡支部 首藤 定伸 承認